

一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会定款

一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 (Medical Technology Association of Japan) と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、安全でかつより革新的な医療機器テクノロジー（医療機器、医療材料、再生医療、ICT、医療用ソフトウェア、医療システム等）を速やかに提供することにより、日本をはじめ世界の医療の質の向上と日本の医療機器テクノロジー産業の振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機器テクノロジーの開発、普及に関すること。
- (2) 医療機器テクノロジーの品質・機能の向上、安全性の確保、規格・基準の設定、安定供給等に関すること。
- (3) 国内外の政策に対する国政等への提言、協議に関すること。
- (4) 国民、患者、医療従事者、行政等への医療機器テクノロジーの理解促進に関すること。
- (5) 情報提供、講習、研修、展示等に関すること。
- (6) 各種統計、内外資料の収集及び調査研究等に関すること。
- (7) 会誌及び図書の発行に関すること。
- (8) その他、本法人の目的を達するために必要なこと。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本法人の会員は、正会員及び準会員をもって構成する。

- 2 正会員は、関係法令による医療機器製造販売業許可又は医療機器登録製造所を有する法人とする。
- 3 準会員は、前項に規定する法人以外であって、本法人の目的に賛同し、本法人の事業に協力する法人とする。
- 4 本法人の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本法人に入会しようとする者は、所定の書面により申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(代表者)

第7条 会員は、本法人に対する代表者（以下「代表者」という。）を定め、入会と同時に届け出なければならない。

2 代表者の代理人として「会員代行者」を定めることができる。ただし、会員代行者は、事業を統括する者でなければならない。

(権利・義務)

第8条 会員は、この定款並びに社員総会及び理事会の決議を遵守し、本法人の事業遂行に協力しなければならない。

2 正会員は、本法人の事業に参加できるほか、社員総会において各1個の議決権を有する。

3 準会員は、議決権を有しないが社員総会に出席して意見を述べることができる。

(会費等)

第9条 会員は、社員総会で定める「会費等規程」による入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費支払義務を履行しなかったとき。

(2) 正会員全員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散したとき。

(届出)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(1) 社名、代表者、所在地を変更したとき。

(2) 会員代行者を変更したとき。

(3) 正会員が第5条第2項に掲げる事業を廃止したとき。

(4) 準会員が第5条第2項の許可を取得したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 理事会において社員総会に付議した事項
- (7) 会員の除名
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回、事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、臨時総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 社員総会に出席できない正会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

(書面または電磁的方法による議決権の行使)

第20条 書面または電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定めるところにより、当該記載をした議決権行使書を交付して行う。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権に算入する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上25名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長1名以上4名以内とするほか、専務理事を置くことができる。
- 3 監事のうち1名を外部監事とすることができる。

(役員の資格)

第24条 役員は、正会員の代表者もしくは会員代行者とする。ただし、専務理事及び監事はこの限りではない。

(役員を選任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款並びに理事会で別に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、一般法人法上の代表理事として本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順位により、副会長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会長の定めるところにより会務を総括する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠として選任される役員任期は、他の在任者又は前任者の任期の終了する時までとする。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事及び外部監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することが出来る。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

第31条 本法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する役員（役員であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選任及び解任

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営)

第38条 理事会の運営については、この定款で定めるもののほか、「理事会等運営規程」による。

第7章 その他の機関

(常任委員会、部会、委員会)

第39条 本法人は、理事会の決議により、常任委員会及び部会・委員会（以下「常任委員会等」という。）を置くことができる。

2 常任委員会等の運営については、「理事会等運営規程」による。

第8章 計算

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類は、5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 解散

(解散)

第44条 本法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 この定款は、本法人の設立の日から施行する。

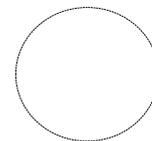
2 この定款は、平成27年6月3日から施行する。(第5条2項、第23条1項、第36条2項、附則関係)

上記は、定款の原本に相違ありません。

平成27年6月10日

一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会

代表理事 中尾 浩治



【法人実印】